

佐賀県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年六月二十八日から平成二十三年七月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町大黒川字島田二〇八七番一、二地先から 伊万里市黒川町大黒川字平木場二八四四番地先まで 伊万里市黒川町大黒川字島田二〇七一、三、四番地先から 伊万里市黒川町大黒川字袖落二二、二九番一、二地先まで	平成二三・六・二八